

ID: 110

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	聖籠町老人福祉センター運営管理規則 第9条		
例規番号	昭和57年 規則第5号		
<p><b>【根拠条文】</b>                      (利用許可の取消)                      第九条 管理人は、次の各号の一に該当する場合には、利用者の利用を取消し、又は拒絶し、若しくは退所を命ずることができる。</p> <p>一 利用者がこの規則に定める事項に違反したとき。                      二 災害その他やむを得ない理由により特に必要であると認めたととき。                      三 その他聖海荘の管理上必要があると認めたととき。</p> <p><b>【基準】</b>                      根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日